

8 水建技管第 258 号
令和 8 年 7 月 27 日

関係各部（所）長 殿

建設部長
（公印省略）

**水道局発注工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
設計変更の運用について（通知）**

受注者が安心して、施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施いたします。

なお、政策連携団体については、各指導担当より周知願います。

記

1 対 象 工 事

水道局発注の土木、設備、建築工事（単価契約は除く）

2 調 達 検 討 資 材（別紙 1）

一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、本運用の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

※通常の建設資材（一般鋼材、燃料油、アスファルト等）は、これまでどおり工事請負契約約款第 24 条（スライド条項）の考え方に基づき対応すること。

3 別 途 調 達 経 費

別途調達経費は、次の（１）、（２）、（３）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。建築工事の場合は、材料費に連動する財務局積算基準（建築工事編） 2.2.2 による、その他（以下「その他経費」という。）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の変更は行うものとする。

- （１）調達検討資材の代替資材を調達した場合
- （２）調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- （３）調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4 手 続 き

- （１）本運用の対象工事である旨を、特記仕様書に記載する。
- （２）工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は特記仕様書に本運用の対象となることを別紙２の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- （３）代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を監督員に提出し、協議する。
- （４）設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式２）」、調達時期、購入数量及び購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という。）のうち、必要なものの写しを監督員に提出する。
- （５）代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。
- （６）妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- （７）本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 24 条（スライド条項）の対象外とする。
- （８）設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- （９）受注者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5 積 算 方 法

- （１）設計変更は、最終変更時に行うことを基本とする。
- （２）既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。
- （３）設計変更に用いる単価は、受注者から提出された証明書類に記載された実際の購入価格とする。
- （４）別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。材料費が個別に設定されてい

る場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

市場単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 設備・建築工事の積算方法は別紙3に基づいて行うこと。

(6) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

6 適用

本運用は、通知日以降の案件に適用する。

なお、受注者が既に購入した調達検討資材についても、協議の上、対象とすることができる。この場合の手続きについては、4(3)の規定にかかわらず、様式2の実施報告書等により協議を行うものとする。

7 参考

- ・「国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（参考）」
- ・「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」
- ・「調達検討資材に関する協議書」様式1
- ・「調達検討資材に関する実施報告書」様式2

〈お問い合わせ〉

建設部 技術管理課（技術管理担当）

相原、清水、福田 03-5000-7993

建設部 技術管理課（設備技術管理総括担当）

久保、安井、福澤 03-5000-7995

ナフサを由来とする主な建設資材

種 類 別
① 塗料・シンナー
② 防水材・シーリング材
③ 断熱材
④ 硬質ポリ塩化ビニル管
⑤ 構造用合板

※その他受注者から追加で協議があった調達検討資材

特記仕様書への記載例

以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載する。

（発注時の特記仕様書記載例）

★ 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- （１）本工事は、市場供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という）の調達に必要な経費（以下「別途調達経費」という）について、設計変更を行うことが可能な工事である。
- （２）調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

資材名	規格
塩化ビニル管	〇〇mm
塗料用シンナー	〇〇用シンナー

- （３）受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議すること。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- （４）受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

設備・建築工事の積算方法について

1 設計変更を行う対象

代価明細書のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達
が困難となっている期間に該当する資材を、設計変更を行う対象とする。

代価明細書に記載がないものについては、受発注者間での協議により対象とする。

2 別途調達経費について

別途調達経費は次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいい、労務
費、機械器具費、仮設材費は対象としない。変更前の価格と変更後の価格の差額を別途調達経費
として機器費又は材料費に計上する。専門工事業者等の諸経費（※１）、共通仮設費、現場管理
費及び一般管理費等の変更は当局の積算基準の率計算により算出するため、別途調達経費に含
めない。

（１）調達検討資材の代替資材を調達した場合

（２）設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途
必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

※１ 積算基準（建築工事編）参照

3 設計変更について

（１）受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員に
「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を提出し、協議するものとする。

（２）受注者から提出された購入時期、購入数量及び購入価格が確認できる実際の取引伝票、
見積書、請求書等（以下「証明書類」という。）に記載された購入予定価格を確認する。
実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を
求め、その妥当性を確認する。妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載
されている価格を使用することができる。

（３）設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式２）」、証明書類
を監督員に提出する。

（４）本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第24条（スライド条項）の対象外とす
る。

様式 1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定 価格	添付書類 番号	備考

(注)

1. 種別は (1) 又は (2) を記入する。

(1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合

(2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合 (受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2. 添付書類は、購入時期、購入数量及び調達予定価格が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料 (カタログ等) を併せて監督員に提出する。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用 (労務費、機械器具費及び仮設材費等) の増加費用は含めないこと。

4. 調達検討資材の変更前と変更後を記載すること。(備考欄に「変更前」、「変更後」と記載)

様式 2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入 価格	証明書類 番号	備考

(注)

1. 種別は (1) 又は (2) を記入する。

(1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合

(2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合 (受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2. 証明書類のうち、必要なものの写しを監督員に提出する。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用 (労務費、機械器具費及び仮設材費等) の増加費用は含めないこと。

4. 調達検討資材の変更前と変更後を記載すること。(備考欄に「変更前」、「変更後」と記載)

事 務 連 絡
令和8年6月16日

各都道府県担当部局長 殿
各指定都市担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省直轄工事における中東情勢の変化による
建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（参考）

国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところです。

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替品の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を、国土交通省の直轄工事において導入しますのでお知らせいたします。

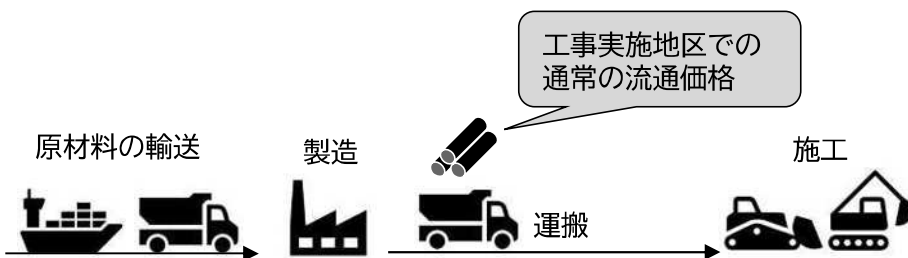
なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

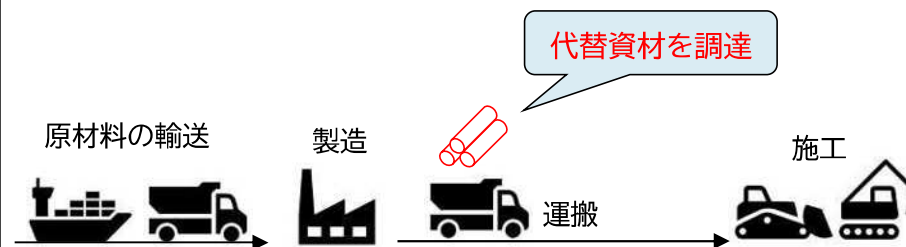
当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



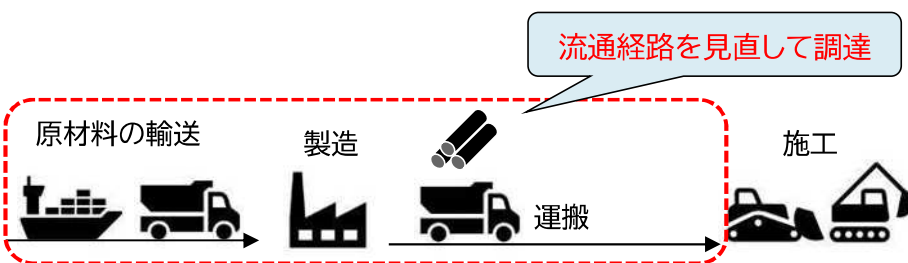
設計変更 (ケース①)

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



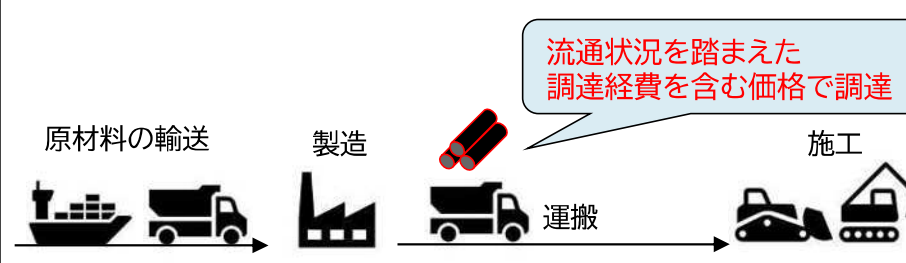
設計変更 (ケース②)

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格(運搬費も考慮)で設計変更



設計変更 (ケース③)

設計図書どおりの資材を調達
(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格)
→ 実際の調達価格で設計変更



様式1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定価格	中東情勢の 影響	添付書類 番号

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達する場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督職員に提出する。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

様式2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類 番号

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。

3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。